

佐世保工業高等専門学校学生委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の本科及び専攻科の学生生活に関する重要事項を検討及び審議するため、佐世保工業高等専門学校学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討及び審議する。

- 一 学生の補導、健康及び福祉に関する事項
- 二 学生の課外活動に関する事項
- 三 学生会活動に関する事項
- 四 入学料、授業料及び寄宿料の免除・徴収猶予に関する事項
- 五 日本学生支援機構奨学生候補者の選考に関する事項
- 六 その他学生生活に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学生主事
- 二 学生主事補
- 三 学生課長

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第5条 委員会は、毎週1回開催することを原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(代理出席)

第6条 委員長は、委員がやむを得ない理由で委員会に出席することができないときは、代理出席を認めることができる。

(議決)

第7条 委員会は、委員（代理出席者を含む。）の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 委員会は、出席した委員（代理出席者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の審議内容を校長に報告するものとする。

(委員以外の出席)

第9条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 18 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 30 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 27 日一部改正)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。